

下関市立大学教学推進会議規程

平成 22 年 12 月 20 日

規 程 第 32 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日規程第 8 号

(設置)

第 1 条 下関市立大学における教学運営の重要事項を検討するとともに、教学改革を遂行することを目的として下関市立大学教学推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討し、企画・立案する。

- (1) 教学運営の重要事項に関すること。
- (2) 教学改革に関すること。

2 推進会議は、関係する各種委員会等と連携して前項の所掌事項を進めるものとする。

(組織)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成 19 年規程第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する部局長

2 学長は、必要があると認めるときは、前項に規定する委員に加えて学長が指名する委員若干名を置くことができる。

(議長)

第 4 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故等があるときは、学部長がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席等)

第 6 条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(議事録)

第7条 推進会議は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、学務グループ学生支援班において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 下関市立大学入試制度検討委員会規程(平成19年規程第80号)

(2) 下関市立大学キャリアセンター運営委員会規程(平成19年規程第115号)

附 則(平成28年3月30日規程第8号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。